一般社団法人日本クリエイティブ・アーツセラピー学会 定款

第1章総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本クリエイティブ・アーツセラピー学会と称し、英文では Japan Creative Arts Therapy Association (略称: JCATA) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区下井草4丁目31番15号和光マンション1Fに置く。当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人はクリエイティブ・アーツセラピスト達の臨床活動ならびに研究の進展、セラピスト目士のサポートとネットワーク拡大を図り、また専門技術の普及や教育に関する事業、海外との交流による知識や技術の向上に関する事業を行い社会に貢献する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為に以下の事業を行う。

- (1) 専門分野の研究の発展、普及に関する諸事業
- (2) クリエイティブ・アーツセラピスト育成に関する諸事業
- (3) クリエイティブ・アーツセラピスト同士、また他専門職との連携
- (4) 海外のクリエイティブ・アーツセラピー関連の学会との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章会員

(種別)

- 第5条 この法人の会員は、次の2種とし、クリニカル会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) クリニカル会員:以下5つの条件を満たし入会した個人。
 - ①当会の趣旨に賛同し、臨床活動にクリエイティブ・アーツセラピーを取り入れている方、また今後取り入れて行きたい方。
 - ②原則として、四年制大学、大学院においてクリエイティブ・アーツセラピー、心理学または関連領域を専攻し学士、修士を得ている方
 - ③医療、福祉、教育、産業、司法等の現場において、卒業後2年程度(※)の臨床活動(アセスメント/目標設定/実施/評価等)を行っている方
 - ※フルタイム換算とは、有償換算の従事時間(月)×勤務月数≥3840時間
 - ④臨床技術の向上に努めている方(SV、PSV、教育分析、事例検討会、研修等に参加)
 - ⑤本学会のクリニカル会員1名を推薦者として推薦状を提出できる方
 - (2) アソシエイト会員:当会の趣旨に賛同し、クリエイティブ・アーツセラピーに興味を 持ち入会した個人。

(入会)

第6条 クリニカル会員又はアソシエイト会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入 会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに各会員となる。

(入会金及び会費)

- 第7条 クリニカル会員は、理事会において別に定めるクリニカル会員会費を納入しなければならない。
 - 2 アソシエイト会員は、理事会において別に定めるアソシエイト会員会費を納入しなければならない。
 - 3 再入会の時は滞納分を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会する ことができる。

(除名及び会員資格停止等)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは社員総会の決議により、当該会員を除名、会員資格停止にすることができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名、資格停止等をすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 前年度の会費を滞納し、催告したにも関わらず2年以内に支払いがなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を 失い、義務を免れる。クリニカル会員については、一般法人法上の社員としての地位を失 う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、即納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない

(会員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務 所に備え置くものとする。
 - 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は電子アドレスにあてて行うものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべてのクリニカル会員(以下「社員」という。)をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名及び資格停止
 - (2) 理事および監事の選任または解任
 - (3) 理事および監事の報酬等の額
 - (4) 各事業年度の計算書類の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6)解散および残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に招集する。臨時社員総会 は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により理事がこれを招集する。
 - 2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。
 - 3 前項にかかわらず、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、 あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3 分の1以上に当たる社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う(以下この決議を「特別決議」という。)
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該委任する社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議、報告の省略)

- 第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に直接又は電子的に記名する。

(役員の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうちから副理事、業務執行理事を若干名置く事ができる。

(理事の制限)

第24条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係 にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任等)

- 第25条 理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員の過半 数と理事2名の推薦をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。
 - 2 代表理事及び副理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 4 副理事は代表理事を補佐するとともに、当法人の業務を執行する。
 - 5 代表理事及び副理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権 利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人 の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に 招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をし た理事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、担当理事が招集する。

2 年度当初に理事会日程と合わせて担当理事を決定する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、担当理事がこれに当たる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を得て、代表理事が別に 定める「基金取扱い規程」によるものとする。 (基金の拠出者の権利)

第40条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第42条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について は、事業年度開始3ヶ月以内に、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認 を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号 の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなけれ ばならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び 社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 会計監査報告

第9章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長1名及び所要の職員を若干名置く。

第10章 委員会

(委員会)

- 第47条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議に基づき委員会を設置 することができる。
 - 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、社員総会において、特別決議により解散することができる。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第50条 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。) の規定に基づく公益認定を受けた場合において、公益認定取り消しの処分を受けたとき、又 は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公 益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる 法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条 第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第53条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 相談役

(相談役)

第55条 この法人に、任意の機関として、1名以上の相談役を置く。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
- (1) 代表理事の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

付則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(特別の利益の禁止)

第57条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第59条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする

設立時代表理事

早川聡子

設立時理事 (あいうえお順)

天野敬子

奥山裕子

齋藤佐智子

神宮京子

高田由利子

高橋朱夏

辻美七子

西岡直実

望月雅子

山口美佳

設立時監事

井上勢津

(設立時社員の氏名及び住所)

第60条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 辻 美七子

住所 東京都渋谷区神宮前4丁目14番19号 MAISON. AX111

設立時社員 早川 聡子

住所 東京都中野区上鷺宮5丁目21番30号

(その他事項)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及び認定法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本クリエイティブ・アーツセラピー学会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成28年9月9日

設立時社員		即
同	ÉN	